

瑞浪市選挙管理委員会告示第4号

公職選挙法施行令（昭和25年政令89号）第17条ただし書の規定により、令和8年7月4日から令和8年7月26日までは、選挙人名簿登録の移
替えを行わない期間とする。

令和8年6月1日

瑞浪市選挙管理委員会
委員長 熊谷 義春